

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年10月3日	
【会社名】	テクノプロ・ホールディングス株式会社	
【英訳名】	TechnoPro Holdings, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 西尾 保示	
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号	
【電話番号】	03-6362-1178	
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 佐藤 博	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号	
【電話番号】	03-6362-1178	
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 佐藤 博	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	148,937,040円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	28,532株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

（注）1．募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員、並びに当社子会社（以下「対象子会社」といいます。）の取締役及び執行役員に当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、これらの者と当社の株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の平成29年8月23日開催の取締役会及び平成29年9月28日開催の第12回定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）に基づき、当社の平成29年10月3日付会社法第370条に基づく取締役会決議に替わる書面決議により行われるものです。

なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社及び対象子会社より、割当予定先である当社の対象取締役5名及び執行役員5名並びに対象子会社の取締役8名及び執行役員8名（以下「割当対象者」といいます。）に対して支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付する方法により行われるものです。

また、当社は、割当対象者との間で以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

平成29年10月27日から平成32年10月26日までといたします。

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、本割当株式につき、第三者に対する譲渡、担保権の設定その他の処分行為をすることができません。

譲渡制限の解除条件

当社は、割当対象者において、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社（以下「当社グループ」と総称します。）の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間の満了日の前日までに、（ ）当社取締役会が正当と認める理由により当社グループの取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合、又は（ ）死亡により退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって譲渡制限を解除します。

なお、かかる事由により譲渡制限を解除する株式数は、払込期日を含む月から当該退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とします。）に、当該退任時点において割当対象者（ただし、割当対象者が死亡により退任した場合は割当対象者の相続人）が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果として1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）とします。

当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点、又は（ ）もしくは（ ）で定める事由に該当する場合には割当対象者が退任した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、これを当然に無償で取得します。

株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、野村証券株式会社に設けられた割当対象者名義の譲渡制限付株式専用の口座において、本譲渡制限期間中、他の割当対象者名義の株式と分別管理されます。

組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、当社取締役会の決議により、本割当株式の払込期日を含む月から当該承認の日（以下、「組織再編承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただ

し、計算の結果から1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得いたします。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	28,532株	148,937,040	80,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	28,532株	148,937,040	80,000,000

(注)1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1. 募集の目的および理由に記載の、本制度に基づく特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、68,937,040円であります。

3. 現物出資の目的とする財産は、当社については当社の第13期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権、対象子会社については各対象子会社の対象事業年度(株式会社テクノプロは第22期事業年度、株式会社テクノプロ・コンストラクションは第10期事業年度、ピーシーアシスト株式会社は第27期事業年度、株式会社オンザマークは第28期事業年度)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役: 5名	13,791株	71,989,020円	金銭報酬債権(第13期事業年度分)
当社の執行役員: 5名	4,211株	21,981,420円	金銭報酬債権(第13期事業年度分)
対象子会社の取締役: 8名 1	7,466株	38,972,520円	金銭報酬債権(上記(注)3. 記載の各事業年度分)
対象子会社の執行役員: 8名 2	3,064株	15,994,080円	金銭報酬債権(上記(注)3. 記載の各事業年度分)

1 対象は、上記(1)(注)3. に記載した子会社になります。

2 対象は、株式会社テクノプロ及び株式会社テクノプロ・コンストラクションになります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
5,220	2,803.86	1株	平成29年10月19日(木)~ 平成29年10月25日(水)	-	平成29年10月27日(金)

(注)1. 第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1. 募集の目的および理由に記載の、本制度に基づく特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4. 本株式発行は、当社については当社の第13期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権、対象子会社については各対象子会社の対象事業年度(株式会社テクノプロは第22期事業年度、株式会社テクノプロ・コンストラクションは第10期事業年度、ピーシーアシスト株式会社は第27期事業年度、株式会社オンザマークは第28期事業年度)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
テクノプロ・ホールディングス株式会社 総務部	東京都港区六本木六丁目10番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	5,110,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、アドバイザー費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株発行は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、手取額はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）平成29年9月28日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年10月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年10月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年10月3日）現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

テクノプロ・ホールディングス株式会社 本店

（東京都港区六本木六丁目10番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。